

満室レター

manshitsu letter

12
2021
vol.4



満室デザイン
manshitsu design

謹啓

新型コロナウイルスにおいて、ついに翻弄された2021年も、残すところあとわずか。気が付けば街もきらきらと、クリスマスムード一色ですね。まだまだ感染拡大防止の手は緩められないところなのですが、世界的に見ても、どうやらサンタクロースはコロナに関係なく子どもたちのもとへやって来るようです。このような時代なればこそ、子どもたちに夢を運ぶ全国のサンタさんたちには心からのエールを送りたい



ところで、今年は賃貸管理に関する者にとって、「賃貸住宅管理条例の施行」という歴史的な年になりました。企業によつては果たすべき義務や制約が増える面もあるのですが、しかしそれ以上に、法整備によって業界の健全化が図られたことは喜ばしい限りです。弊社は今後も

皆さまの一番の味方として、誠実に賃貸経営をサポートしてまいります。お困りの際はいつでもお気軽

に弊社担当までご相談ください。

末筆ながら、皆様方のまますますのご繁栄とご健勝を心よりお祈り申し上げます。お身体にお気をつけて良き新年をお迎えください。

謹白

TOPICS
01 ご挨拶

全国賃貸住宅新聞より入居者は人気の設備ランキングが発表されました。「この設備があれば周辺相場より家賃が高くても決まる」TOP 10です。

この調査によると、「インターネット無料」が6年連続で1位をキープしています。インターネットはやは全世代で不可欠となつており、自身で契約しなくてよい分、家賃が少し高くなつてもインターネット無料設備がある物件が選ばれることは当然であることがわかります。

さらに注目すべきは、今年初めて「高速インターネット」がランクインしていることです。これは、リモートワークやオンライン授業、動画視聴が当たり前になった今、通信速度を重視する人が増えたことを表しています。実際に、無料インターネットと謳われている物件に対する質問を受けること

も増えています。漫然と「無料インターネット」を導入するのではなく、速度にこだわることも必要となってきたのです。

無料で高速インターネットが利用できる物件は、他物件との差別化がはかれることは間違いない。すると、地域によっては相場賃料の5,000円アップで成約するケースもあるとのことです。すでにインターネットを導入されている物件も契約から6～7年経つていれば契約内容の見直しをした方がいい場合もあります。満室デザインでは新規導入、契約内容見直しのご相談をお受けしています。お気軽にどうぞ！

ファミリー向け 入居者に人気の設備ランキング

「この設備があれば周辺相場より家賃が高くても決まる」

1位	➡	前回1位	インターネット無料
2位	➡	前3位	エントランスのオートロック
3位	➡	前回2位	宅配ボックス
4位	➡	前回5位	システムキッチン
5位	➡	前回4位	追いだき機能
6位	➡	前回7位	浴室換気乾燥機
7位	➡	前回6位	ホームセキュリティ
8位 (同率)	➡	初	高速インターネット
8位 (同率)	➡	前回15位	ガレージ
10位	➡	前回10位	24時間利用可能ゴミ置き場

TOPICS
02 インターネット設備の重要性

インターネット設備の重要性も増えています。漫然と「無料インターネット」を導入するのではなく、速度にこだわることも必要となってきたのです。

確定申告目前！ もれなく計上したい必要経費のキホン

年明けと共にやつてくる春の引っ越しシーズン。大家さんとしては慌ただしい季節となりますが、同時期に始まる「確定申告」のことも忘れないよう、せめて今年のうちに「経費」についておさらいしておきましょう。

経費計上できる代表的支出

不動産投資では基本的に「家賃収入を得るために



に直接的に、または間接的に支払ったコスト」を経費として計上できます。税金を払いすぎないようにも、次のような費用は要チェックです。

1 ローンの金利や保証料

建物の購入時・新築時の借入金について、返済金は経費とできませんが、金融機関等に支払う金利や保証料は経費にできます。

2 管理委託料

賃貸管理会社に管理を委託している場合には、月々の管理委託料は必要経費。

3 仲介手数料・広告宣伝費

家賃収入を得るために払ったコスト、の代表例ですね。

4 管理費・修繕積立金

分譲マンションの一室を貸し出している場合は、建物管理会社に支払うこれらも経費です。

5 保険料

火災保険、地震保険、孤独死保険など、各種保険料は経費。

6 税金

所得税や住民税は計上できませんが、不動産取得時の取得税

や登録免許税、印紙税、固定資産税などの租税公課は経費にできます。

7 修繕費

建物や設備の修繕費は当然に経費です。

8 減価償却費

建物や設備の費用はそれぞれの耐用年数で減価償却し、経費に算入します。

計上するかによって所得の額が変わってしまうからです。

資本的支出とは、噛み砕いて言えば「不動産の価値を高める工事」のこと。たとえば、外壁をモルタル吹付からタイル張りにグレードアップした場合などがこれにあたります。しかし厄介なことに、資本的支出の扱いの工事費は経費の一括計上ができません。外壁のような大きな工事ほど一括計上して所得（課税額）を小さくしたいところなのですが、実際には減価償却の扱いとなつて数年に分けての計上となってしまうのです。

ただ、内容的に資本的支出に分類される工事であっても「20万円未満」であれば、あるいは、どちらに分類すべきか不明な工事でも「60万円未満または前期末取得価額（当初の取得価額と前年末までにした資本的支出の合計）の10%相当額以下」であれば、その工事費は修繕費として一括計上が可能です。意外とここを見逃して、小規模のグレードアップ工事をそのまま資本的支出に計上しているケースが多いようです。心当たりのある方は一度チェックしてみるといいかもしませんね。

手残りを左右する工事費の計上

前項では説明を簡単に済ませてしましましたが、経費の中でも確認が必要なのが「修繕費」です。なぜなら、建物に対する工事の費用は、工事の内容によって「修繕費」と「資本的支出」に分類され、どちらで経費

